

5 試験条件

水 : 水道水(東京都多摩市)
 通水条件 : ろ過流量 20 L/min

6 測定方法

測定方法を表-4に示した。

表-4 測定方法

測定項目	測定方法
一般細菌	標準寒天培地法
大腸菌	特定酵素基質培地法
鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法
亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分光分析法
鉄及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分光分析法
銅及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分光分析法
塩化物イオン	イオンクロマトグラフ法
蒸発残留物	重量法
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	全有機炭素計測定法
pH値	ガラス電極法
味	官能法
臭気	官能法
色度	比色法
濁度	比濁法
遊離残留塩素	DPD吸光光度法
総トリハロメタン	—
クロロホルム	ページ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法
ジブロモクロロメタン	ページ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法
ブロモジクロロメタン	ページ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法
ブロモホルム	ページ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法

以 上

試験報告書

依頼者 株式会社 クロスポイント

一般財団法人

日本食品分析センター

東京都渋谷区元代々木町52番1号



検 体 FN-225-N

表 題 通過水の水質試験

2015 年(平成 27 年)09 月 10 日当センターに提出された上記検体について試験した結果をご報告いたします。

通過水の水質試験

1 依頼者

株式会社 クロスポイント

2 検 体

FN-225-N

3 試験概要

検体を給水栓に取り付け、水道水(東京都多摩市)を流量20 L/minで10分間通水し、通過水について水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に示された16項目、遊離残留塩素濃度及び総トリハロメタン濃度を測定した。

4 試験結果

水質基準に関する省令に示された16項目の測定結果を表-1に示した。通過水は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に掲げられた項目に適合であった。

遊離残留塩素の測定結果を表-2に、総トリハロメタンの測定結果を表-3に示した。

なお、通水時の水温は23℃であった。

表-1 水質基準に関する省令に示された16項目の測定結果

分析試験項目	基準	結果		定量下限
		通過水	水道水	
一般細菌	集落数100以下/mL	30以下/mL	30以下/mL	—
大腸菌	検出されない	検出せず	検出せず	—
鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	検出せず	検出せず	0.001 mg/L
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	検出せず	検出せず	0.004 mg/L
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1.0 mg/L	1.0 mg/L	—
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	検出せず	検出せず	0.01 mg/L
鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	検出せず	検出せず	0.03 mg/L
銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	検出せず	検出せず	0.01 mg/L
塩化物イオン	200 mg/L以下	6.2 mg/L	6.0 mg/L	—
蒸発残留物	500 mg/L以下	110 mg/L	110 mg/L	—
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	検出せず	0.3 mg/L	—
pH値	5.8以上8.6以下	7.6(17℃)	7.6(20℃)	—
味	異常でない	異常なし	異常なし	—
臭気	異常でない	異常なし	異常なし	—
色度	5度以下	1度以下	1度以下	—
濁度	2度以下	1度以下	1度以下	—

表-2 遊離残留塩素の測定結果

分析試験項目	結果		定量下限
	通過水	水道水	
遊離残留塩素	検出せず	0.43 mg/L	0.05 mg/L

表-3 総トリハロメタンの測定結果

分析試験項目	結果		定量下限
	通過水	水道水	
総トリハロメタン*	検出せず	0.006 mg/L	0.001 mg/L
クロロホルム	検出せず	0.002 mg/L	0.001 mg/L
ジブロモクロロメタン	検出せず	0.002 mg/L	0.001 mg/L
ブロモジクロロメタン	検出せず	0.002 mg/L	0.001 mg/L
ブロモホルム	検出せず	検出せず	0.001 mg/L

* クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和